



島根県報

令和3年4月16日（金）

第 200 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障	（ 〃 ）	2
害福祉サービス事業者の指定		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障	（ 〃 ）	3
害福祉サービス事業廃止の届出		
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	3
県営土地改良事業計画の決定（6件）	（ 〃 ）	3
保安林予定森林（5件）	（森 林 整 備 課）	5
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	7
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	8

【公 告】

基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	9
公共測量の終了	（ 〃 ）	9

【正 誤】

令和3年3月23日付け島根県報号外第27号中	（総 務 課）	10
------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第298号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
夢の森いずも株式会社	キッズコミュニケーションサポート ゆめの森こども園	出雲市大社町修理免84-5	令和3年3月31日

島根県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社エンブリス	自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所リレーション	島根県出雲市大塚町869-1 プラントA-1	令和3年3月20日
特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	地域移行支援 地域定着支援	よしかの里相談支援事業所パレット	島根県鹿足郡吉賀町六日市 263番地2	令和3年4月1日
社会福祉法人桑友	就労継続支援B型	虹の工房まるべりー	島根県出雲市斐川町学頭 1625-4	令和3年4月1日
社会福祉法人博愛	短期入所	みんなの作業所	島根県隠岐郡隠岐の島町岬町中ノ津四. 302番地	令和3年4月1日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	就労移行支援	就労支援事業所あんびす	島根県浜田市田町1692番地	令和3年4月1日
プライム有限会社	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所カルミア	島根県出雲市駅南町三丁目 14番地8	令和3年4月1日
株式会社なつかしの森	就労継続支援B型	ワークハウスなつかしの森	島根県飯石郡飯南町頓原 1198-2	令和3年4月1日
合同会社演舞企画	生活介護	なないろ江津駅前	島根県江津市江津町909-1	令和3年4月1日
株式会社アンフ	共同生活援助	共同生活援助事業所ピーターベース	島根県出雲市大津新崎町四丁目46	令和3年4月1日
合同会社R o b s e	共同生活援助	グループホームこといろ	島根県出雲市塩冶町983-2	令和3年4月1日

島根県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会医療法人清和会	同行援護	スマイルヘルパーステーション	島根県浜田市港町294-11	令和3年4月1日
島根県農業協同組合	居宅介護 重度訪問介護	J Aしまね斐川介護センター	島根県出雲市斐川町荘原 2172-3	令和3年2月28日
島根県農業協同組合	重度訪問介護	J Aしまねやすぎヘルパーステーション	島根県安来市飯島町1205 番地1	令和3年2月28日
社会福祉法人きづき会	居宅介護	いなさ園ホームヘルプセンター	島根県出雲市大社町杵築 西1643番地2	令和3年3月31日

島根県告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津和野町土地改良区の定款変更を令和3年4月9日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
新中央地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全型）））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
湖岸北地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（一般型（水利施設集約再編型）））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区暗渠排水事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区用排水施設事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
矢入原地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第308号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町上来待3543-1から3543-3まで、3544-1、3545-1、3546-4、3547-2、3548-2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第309号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町川井483

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第310号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町掛合483

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

掛合町掛合483（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第311号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町下横田1140-1、1160-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下横田1140-1・1160-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第312号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町井戸谷581-1、582

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第313号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

大田市温泉津町福光ハ773 平田清治

〃 温泉津イ665 難波政行

〃 小浜口179 川村久信

イ 加入区

温泉津町加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

浜田市瀬戸ヶ島町28-10 宅間 彰

〃 下府町1440-1 江川賢一

〃 津摩町717 橋本弘信

イ 加入区

浜田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

益田市久城町622 齋藤 榮

〃 西平原町1373-1 梅田信男

〃 高津町口198-10 中島泰治

イ 加入区

益田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第314号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
大田市	平成30年度～令和2年度	17枚	1冊	福田②-1	令和3年4月7日
大田市	平成30年度～令和2年度	27枚	1冊	福田②-2	令和3年4月7日
大田市	令和元年度～令和2年度	17枚	1冊	川合②	令和3年4月7日
邑南町	平成29年度～令和2年度	44枚	1冊	森実・別所	令和3年4月7日
松江市	令和元年度～令和2年度	7枚	1冊	邑生⑤	令和3年4月7日
松江市	令和元年度～令和2年度	5枚	1冊	大野⑩	令和3年4月7日
吉賀町	平成29年度～令和元年度	32枚	2冊	沢田1	令和3年4月7日
吉賀町	平成29年度～令和元年度	26枚	1冊	白谷8	令和3年4月7日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和3年3月24日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間
令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
- 3 作業地域
島根県全域（隠岐郡を除く。）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月25日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（地籍調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年1月20日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
益田市内田町

正 誤

令和3年3月23日（島根県報号外第27号）公布島根県条例第5号島根県県税条例等の一部を改正する条例附則第1項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）」は、令和3年3月31日地方税法等の一部を改正する法律の公布により「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）」となった。